LeeZhao www.leezhao.com

里兆法律资讯

LeeZhao Newsletters

中国上海市浦东南路 360 号新上海国际大厦 11 楼 B 座 11B,New Shanghai International Tower,360 Pudongnanlu,Shanghai,P.R.C. Tel (86-21) 68863585 Fax (86-21) 68862070 Postal Code 200120

- 以里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制(请以中文内容为准,日本语译文仅供参考),未经书面许可,不得转载、摘编等;
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明,以及里兆律师事务所的联系方式等内容,详见里兆律师事务所网站的订阅规则;
- Ÿ 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容, 请访问里兆律师事务所网站中的<u>"里兆法律资</u> 讯"栏目:
- Ÿ 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》,请与我们联系。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成した ものであり(中国語の内容が原文であり、日本語 訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転 載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、 著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の 連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサ イトの受信にあたってのお願いをご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里 水法律情報」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆 法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。

Issue 89·2008/01/12~2008/01/18

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题, 可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

I	关于耕地占用税平均税额和纳税义务发生时间问题的通知	2
I	关于限制生产销售使用塑料购物袋的通知	3
ı	关于行政案件管辖若干问题的规定	3
ı	关于行政诉讼撤诉若干问题的规定	4
ı	海关总署关于修改《中华人民共和国海关对加工贸易货物监管办法》的决定	4

Ⅰ 关于改善农民工居住条件的指导意见....... 2

二、相关新信息

- 废旧电子电器产品回收法律体系雏型显现 4
- Ⅰ 直接雇佣与劳务派遣的简要比较....... 6

日次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

	農氏工(出稼さ労働者)居住条件の改善に関	
	する指導意見	2
1	耕地占用税平均税額および納税義務発生時	
	の問題に関する通知	2
-1	ビニール製レジ袋の生産・販売・使用の制限に	
	関する通知	3
1	行政事件の管轄についての若干の問題に関す	
	る規定	3
1	行政訴訟における訴えの取下げについての若	
	干の問題に関する規定	4
-1	「中華人民共和国税関の加工貿易貨物に対	
	する監督管理弁法」の改正に関する税関総署	
	の決定	4

二、関連する新情報

廃家電・電子製品の回収に関する法律体糸	
(中国版家電リサイクル法)のひな形が明らかに	
なる	2
直接雇用と労働者派遣の簡単な比較	6

一、関連する新法令と新政策

■ 关于改善农民工居住条件的指导意见

【发布单位】建设部、国家发展和改革委员会、财政部、劳动保障部、国土资源部

【发布文号】建住房(2007)276号

【发布日期】2007-12-05

【提 示】根据该意见:

		10400 0 1000 0 1
责任	n	用工单位。
主体		
	n	用工单位可采取无偿提供、廉价租赁
		等方式向农民工提供居住场所;
	n	农民工自行安排居住场所的,用工单
		位应当给予一定的住房租金补助;
	n	开发区和工业园区应集中建设农民
改善		工集体宿舍,由用工单位承租后向农
方式		民工提供,或由农民工直接承租,但
		不得按商品住房出售或出租。
	n	应符合住宅安全、消防标准和基本卫
农民		生要求,远离危险源和污染源。
工居		
所的		
要求		

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200801/t20080110_140542.htm

I <u>关于耕地占用税平均税额和纳税义务发生时</u> 间问题的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2007〕176号

【发布日期】2007-12-28

【提 示】根据该通知:

	N IVE	711	
ĺ	耕地	n	上海市最高,为 45 元/平方米;
	占用	n	其他省市择要如下: 北京市 40 元/
	税平		平方米,江苏、浙江 30 元/平方米。
	均税		
	额		
	纳税	n	经批准占用耕地的,为纳税人收到土
	义务		地管理部门办理占用农用地手续通
	发生		知的当天。
	及生 时间	n	未经批准占用耕地的,为实际占用耕
	HJ [F]		地的当天。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7332633.html

■ 農民工(出稼ぎ労働者)居住条件の改善に関する指導意見

【発布機関】建設部、国家発展改革委員会、財政部、労働保障部、国土資源部

【発布番号】建住房[2007]276号

【発布日】2007-12-05

【コメント】本意見によると次の通りである。

<u>. – , </u>	-	1178781-010-010-010-0
責任	n	雇用主。
主体		
	n	雇用主は無償提供や、廉価な賃料での
		賃貸などの方法にて農民工に対し居住場
		所を提供することができる。
	n	農民工が自ら居住場所を手配するとき
		は、雇用主は一定の住居手当を支給しな
改善		ければならない。
方法	n	開発区および工業園区は農民工の集合
		宿舎を集中して建設しなければならず、こ
		れらは雇用主が賃借したのち農民工に提
		供するか、或いは農民工が直接に賃借す
		るが、商品住宅として販売したり賃貸に出
		してはならない。
農民	n	住宅安全、消防基準および基本衛生要
エの		求を満たし、危険源および汚染源から遠く
居住		離れていること。
場所		
につい		
ての		
要求		

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.cin.gov.cn/zcfg/jswj/fdcy/200801/t20080110_140542.htm

I 耕地占用税平均税額および納税義務発生時の 問題に関する通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】財税[2007]176号

【発布日】2007-12-28

【コメント】本通知によると次の通りである。

耕地	n	最高は上海市で、45元/平方メートルであ
占有		る。
税平	n	その他の主な省・市は次の通り。北京市
均税		は 40 元/平方メートル、江蘇・浙江 30 元
額		/平方メートル。
納税	n	認可済の占用耕地の場合は、納税人が
義務		土地管理部門より占有農業用地手続を
の発		行う通知を受け取った当日。
生時	n	未認可の占有耕地の場合は、実際に耕
間		地の占有を開始した当日。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7332633.html

■ 关于限制生产销售使用塑料购物袋的通知

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办发〔2007〕72号

【发布日期】2007-12-31

【实施日期】2008-06-01

【提 示】根据该通知,自 2008 年 06 月 01 日 起。

- n 在中国全国范围内禁止生产、销售、使用厚度小于 0.025 毫米的塑料购物袋,国家发展和改革委员会将修订《产业结构调整指导目录》,将厚度小于 0.025 毫米的塑料购物袋列入淘汰类产品目录。
- n 在所有超市、商场、集贸市场等 商品零售场所实行塑料购物袋 有偿使用制度。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zwgk/2008-01/08/content 852 879.htm

I 关于行政案件管辖若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释(2008) 1号

【发布日期】2008-01-14

【实施日期】2008-02-01

【提示】该规定根据《中华人民共和国行政诉讼法》,对行政案件管辖问题进行了规定,主要内容包括:

- n 以下案件应当由中级人民法院 进行一审:
 - 被告为县级以上人民政府的案件,但以县级人民政府名义办理不动产物权登记的案件可以除外;
 - 社会影响重大的共同诉讼、集团诉讼案件;
 - 重大涉外或者涉及香港特别行政区、澳门特别行政 区、台湾地区的案件;
 - 其他重大、复杂的案件。
- n 当事人认为有管辖权的基层人 民法院不宜行使案件管辖权,可 以直接向中级人民法院起诉,由 中级人民法院根据不同情况作 出处理。
- n 当事人向有管辖权的基层人民 法院起诉,受诉人民法院既不立 案也不作出裁定,当事人可以向 中级人民法院起诉,由中级人民 法院根据不同情况作出处理。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2056017928

I <u>ビニール製レジ袋の生産・販売・使用の制限に関</u>する通知

【発布機関】国務院弁公庁

【発布番号】国弁発[2007]72号

【発布日】2007-12-31

【施行日】2008-06-01

【 コメント 】本通知によると、2008 年 6 月 1 日より次 の通りとなる。

- n 中国全土で、厚さが 0.025 ミリ未満のピニール製レジ袋の生産・販売・使用を禁止する。国家発展改革委員会は「産業構造調整指導目録」を改定し、厚さが 0.025 ミリ未満の超薄型ビニール製レジ袋を淘汰類製品目録に記載する見込みである。
- n 全てのスーパー、商業施設、自由市場など商品の小売店において、ビニール製レジ袋の有料使用制度を実施する。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2008-01/08/content 852 879.htm

I 行政事件の管轄についての若干の問題に関する 規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈[2008]1号

【発布日】2008-01-14

【施行日】2008-02-01

- 【コメント】本規定は「中華人民共和国行政訴訟 法」にもとづき、行政事件の管轄問題につ き規定を行った。主に次の内容を含む。
 - n 下記の事件は中級人民法院が一審 を担当しなければならない。
 - 被告が県クラス以上の人民政府 である事件、但し県クラスの人民 政府の名義にて扱う不動産物権 登記に関する事件は除外するこ とができる。
 - 社会的影響が重大である共同 訴訟、集団訴訟事件。
 - 重大な渉外事件または香港特別行政区、マカオ特別行政区、 台湾地区に係わる重大な事件。
 - その他の重大で、複雑な事件。
 - n 当事者は、管轄権を有する基層人 民法院が事件の管轄権を行使することは適当でないと考える場合は、直接 に中級人民法院に訴えを提起することができ、中級人民法院が異なる状 況に応じて処理を行う。
 - n 当事者が管轄権を有する人民法院 に訴えを提起し、訴え受けた人民法 院が立件をせず、裁定も出さないとき は、当事者は中級人民法院に訴えを 提起することができ、中級人民法院が 異なる状況に応じて処理を行う。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2056017928

关于行政诉讼撤诉若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释(2008)2号

【发布日期】2008-01-14

【实施日期】2008-02-01

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2056038735

I <u>海关总署关于修改《中华人民共和国海关对</u> 加工贸易货物监管办法》的决定

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署令第 168 号

【发布日期】2008-01-14

【实施日期】2008-03-01

【提 示】该决定对外发加工的定义与管理,以 及违反监管办法的法律责任等进行 了修改。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2008-01/16/content 859724.htm

【注】

- Ÿ 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容 或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- Ÿ 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果 无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我 们联系。

二、相关新信息

I 废旧电子电器产品回收法律体系雏型显现

日前,《废旧电器电子产品回收处理管理条例 (草案)》经国务院法制办公室审理原则通过,预 计将在 2008 年春节前出台。据介绍,该条例主要 内容包括:

- n 废旧家电回收将推行生产者责任制。家 电经销商或售后服务机构有义务对废 旧家电进行回收,并交给有资质的企业 处理。
- n 消费者不得擅自丢弃和拆卸废旧家电, 应交售给家电经销商、售后服务机构或 回收企业。
- n 该条例将废旧电视机、冰箱、洗衣机、

I <u>行政訴訟における訴えの取下げについての若干</u> の問題に関する規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈[2008]2号

【発布日】2008-01-14

【施行日】2008-02-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.chinalaw.gov.cn/jsp/contentpub/browser/contentpro.jsp?contentid=co2056038735

「中華人民共和国税関の加工貿易貨物に対する 監督管理弁法」の改正に関する税関総署の決定

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署令第 168 号

【発布日】2008-01-14

【施行日】2008-03-01

【コメント】本決定は、外注加工の定義と管理、および監督管理弁法に違反した場合の法律 責任などにつき改正を行った。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2008-01/16/content_859724.htm

【注】

- ÿ 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

I 廃家電・電子製品の回収に関する法律体系(中 国版家電リサイクル法)のひな形が明らかになる

先ごろ「廃家電・電子製品回収処理管理条例(草案)」が国務院法制弁公室の審議を原則通過し、2008年の春節前には発布される見込みである。説明によると、本条例には主に次の内容が含まれる。

- n 廃家電の回収を生産者の責任とする制度を推 し進める。家電の販売業者またはアフターサービ ス提供業者は廃家電を回収し、且つ有資格 業者に引渡し処理させる義務を負う。
- n 消費者は勝手に廃家電を投棄したり分解して はならず、家電の販売業者、アフターサービス提 供業者または回収業者に引き渡さなければな らない。

- 空调、电脑五类产品列入首批回收处理 产品目录。
- n 该条例还提出由国家建立废旧家电回 收处理专项资金,用于废旧家用电器回 收处理费用的补贴。根据国家发展和改 革委员会和财政部制定的专项资金办 法草案,国家准备向生产企业收取一定 的费用,用于补贴回收处理花销。

目前,中国废旧电子电器回收处理法律体系雏形已经显现,具体包括以下规定:

法规名称	制定/发布情况	着眼点
废弃家用电器 与电子产品污 染防治技术政 策	环发〔 2006 〕 115 号发布,已 实施。	n 通减器品提利控和中染 动脉
电子废物污染 环境防治管理 办法	国家环境保护 总局令第40号 发布,将自 2008年02月 01日起实施。	用、处置电子 废物进行全
废旧电器电子 产品回收处理 管理条例		电子产品的 回收、处理进
家用和类似用 途电器的安全 使用年限和再 生 利 用 通 则 (GB/T 21097.1-2007)	国家标准批准 发布公告 2007 年第 10 号发 布,将自 2008 年 05 月 01 日 起实施。	使用年限和 再生利用的
家用电器安全 使用年限细则	国家标准化管 理委员会正在 制定。	

另外,部分省市正在制定相关规定。例如,上海电子产品维修服务协会制定了《上海市废旧电子电器回收处理暂行规定》(草案),并已交付上海有关部门审批。

(里兆律师事务所 2008年 01 月 18 日整理编写)

- n 本条例は破棄されるテレビ・冷蔵庫・洗濯機・ エアコン・パソコンの 5 品目の製品を第一期回 収処理製品目録中に指定した。
- n 本条例はまた、国が廃家電回収処理のための 特別資金を確立し、廃家電の回収処理費用 の補填に用いることを打ち出した。国家発展改 革委員会および財政部が制定する特別資金 弁法草案にもとづき、国が生産企業から一定 の費用を徴収し、回収処理にかかる費用の補 填に用いる。

現時点で中国の廃家電・電子製品の回収処理法律体系のひな形は既にはっきりしてきており、具体的には下記規定を含む。

法規の名称	制定/発布の状 況		着眼点
廃棄される 家電と電子 製品の汚染 防止技術対	環 発〔2006〕 115 号発布、既 に施行中。	n n	設計などを通じて家電と電子製品の廃棄量を減少させる。 資源リサイクル率を引き上げる。
策	TENS 1 0	n	。 リサイクルと処 分の過程にお ける環境汚染 を抑制する。
電子廃棄物 汚染環境防 止管理弁法	国家環境保護 総局令第40号 発布、2008年2 月1より施行。	n	電子廃棄物の 分解、利用、 処理につき全 面的な管理を 行う。
廃家電・電子製品の回収処理管理 条例	国務院法制弁 公室を既に原則 通過、2008 年 春節前に発布の 見込み。	n	廃家電・電子 製品の回収・ 処理につき管 理を行う。
家電および 類似電化製 品の安全使 用年限と再 生手順通則 (GB/T 21097.1-20 07)	国家基準認可 発布公告 2007 年第 10 号発 布、2008 年 5 月 1 日より施 行。	n	家電などの安 全使用年限お よびリサイクル 基準を明確に する。
家電安全使 用年限細則	国家基準化管 理委員会が制 定中。		

このほか、一部の省・市は目下関連規定の制定中である。たとえば、上海電子製品メンテナンスサービス協会は「上海市廃家電・電子製品回収処理暫定規定(草案)」を制定し、既に上海の関連部門の審査に提出されている。

(里兆法律事務所が2008年1月18日付けで作成)

直接雇佣与劳务派遣的简要比较

一直以来,很多企业为了降低劳动管理的成本,往往利用劳务派遣的用工方式雇佣劳动者。实践中,由于以往对劳务派遣缺乏明确的法律规定,劳务派遣的用工方式渐渐偏离其本来的目的,渐渐地被某些用工单位和劳务派遣单位用来规避劳动法律的义务。对此,2008年01月01日起施行的《劳动合同法》试图在立法上规范劳务派遣这一用工方式,将其引入正常的轨道,对劳务派遣用工设置了更多的限制。

那么,在《劳动合同法》的体系下,直接雇佣和劳务派遣究竟有多少区别,选择劳务派遣需要注意哪些问题,本文试图通过下表,就劳动管理中的一些重要问题进行简要比较,以便企业做出适合自身实际情况的选择。

比较 内容	L	直接	雇佣		劳务派遣
适岗位	n	所位。	有岗	n	适者具期法会性过过工性的业式作位等入件、作明全等是,所以的人类的人类的人类的人类的人类的人类的人类的人类的人类的人类的人类的人类的人类的
合同的签	n	エノ	要与员 卜人订 克动合		不需要与员工订立劳动 合同。 需要与劳务派遣单位订
红加亚		同。			立劳务派遣合同,用工单
	n	<u> </u>	立在谈	L	位的谈判能力并不占优,

■ 直接雇用と労働者派遣の簡単な比較

長きにわたり、多くの企業は労働管理コストを下げるため、往々にして労働者派遣による労務使用形態を利用し労働者を雇用してきた。実践において、労働者派遣に対する明確な法律規定が欠けていたため、労働者派遣による労務使用形態は次第にその本来の目的から遠ざかり、段々といくつかの派遣先および派遣元事業主により労働法上の義務を免れるために用いられるようになった。これに対し、2008年1月1日より施行された「労働契約法」は立法上労働者派遣というこの労務使用形態を規範化することを試み、これを正常な軌道上に導き、労働者派遣による労務使用につき更に多くの制限を設けた。

それでは、「労働契約法」の体系下において、直接雇用と労働者派遣は一体どれだけの区別があるのか、また労働者派遣を選択するにはどのような問題に注意が必要であるのか。筆者は下記表を通して、労働管理中のいくつかの重要な問題につき簡潔な比較を行い、企業の皆様が自社の実際の状況に見合った選択をされるうえで役に立てばと思う。

比較 内容					
適で職用る務	n	すべての職務	n	臨代用準に、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	
契約 の締 結	n	従業員個 人と対を納 契約を締 結する必 要あり。		従業員と労働契約を締結 する必要なし。 派遣元事業主と労働者 派遣契約を結ぶ必要があ り、派遣先には交渉力の	

	判能力上	往往使用劳务派遣单位	n 企業側が	面での優勢はなく、往々に
	占优。	的格式合同。 n 劳务派遣单位在与员工 订立的劳动合同中会保 护自己的利益,并且把风 险通过劳务派遣合同转 嫁给用工单位。	交渉力の 面 で 優	して派遣元事業主の契約 フォーマットが使用される。 の 派遣元事業主は従業員 と結ぶ労働契約の中で自 己の利益を保護し、リスク は労働者派遣契約を通じ て派遣先に転嫁するであ ろう。
合期		T期单同按支务约止经付工务不则劳出不订协确无流过的条派完的条件,遗合有外流的,对连同的的人类的,对连对的人类的,对连对的外定,对对的人类的,对连对的人类的,对对对的人类的,对对对的人类的,对对对对对对对对对对对对对对对对对对		n の 大型者最続の派約に補の支は者特逆償き労にる「すのて規確員を雇能 の が事的対債なめ、た了い金ののる。 の の に結りの定額低に事のを分し元契要 がし、と時約ののるので制でででは、 の を が し、が で、 を が の で の を が は の で が が の で の を が の に は の で が の で の で の を の で の で の で が の の の の の の の の の の の の の
合同解除	条件才能 解除劳动 合同。	n 符合法定条件可以将员工退回劳务派遣单位,法定条件与直接雇佣基本一致。 n 需要劳务派遣单位的配合。 n 劳务派遣合同的解除条件通过协商确定。		n 法定条件に合致する場合は、従業員を派遣元事業主に送り返すことができる。この場合の法定条件は直接雇用のものと基本的に一致している。 n 派遣元事業主による協力が必要である。 n 労働者派遣契約の解除条件は協議によって確定する。
经济补偿 金	n 必须根据 法定条件 支付。	n 与劳务派遣单位协商确定。一般均由用工单位实际承担。	n 法定の支 払条件に もとづき支 給しなけれ ばならない。	り確定する。派遣先が実

規制的用 工资	单位的规章制度。	适用用工单位的规章制度之外,通常还应适用劳务派遣单位的有关规定。 如何承担,可以与劳务派	制度	配用主のn 見則制度 適用。	派遣先の規則制度のほか、通常は派遣元事業主の関連規定も適用しなければならない。 負担の方法は、派遣元事業主はおきのできるででは、
支付、 社会 保险	依法承担。	遭单位协商确定。一般均 由用工单位实际承担。	II I	生に従い 負担する。	業主と協議のうえ確定する ことができる。派遣先が実際に負担するのが一般 的。
休假 劳全 职 培		,应符合法律的强制性规		の間に明確な しなければなら	差はなく、法律の強行規定に ない。
工会设立	n	员工可以选择在劳务派 遣单位、还是用工单位设立工会。 如果员工在用工单位位应如果公司,则用工单位应应,则用工单位应应的义务与直接雇佣,以及工在劳务派遣单通常工会,工会关键,由工单位承担。	労組の労働合設・内閣の対象を場合を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	ち)務、員租工租はいき分設易を勘径なら動設は、が合す止な。業働立合業組費けな組立な従労をのしら、員組しはは合をれい合義い業働設をてな、が合た、労の出ば。 n	従業員は派遣元事業主か、またり働名。 従業員は派遣先かを立することができる。 従業員が派遣先にて労働組合を設立するときは直接雇用時とは直接を負う。 造先は直接を負う。である。 造先は直接の手主にて労働を表するときなる。 できる。 できる。 できる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 が派遣先にて労働組合を設立するときは を負う。 がまました。 がの負担に転嫁される。
	两者无明显差别 执行。	,根据各地的地方性规定		の間に明確な。 とづき実施す	差はなく、各地の地方性規 る。
劳动争议	方的当事 人参加仲 裁 或 诉	劳务派遣单位违反法律 规定,给员工单位承担连带赔 偿责任。 劳务派遣单位或用工单 位与员工发生劳动和用工单 位与劳务派遣单位和用工单 位为劳务派遣单位和用工单 位为,劳务,就是单位和 的,共同当事人。	一 何 は 労働 多 養	á事者の n −方として 中裁まとに は訴訟に 参加する。n	派遣元事業主が法律規 定に違反し従業員に損害 を与えたときは、派遣先は 連帯賠償責任を負う。 派遣元事業主または派遣 先と、従業員との間で労 働争議が生じたときは、派 遣元事業主と派遣先は 仲裁または訴訟の共同当 事者となる。
劳动 管理	n 自行管理 n 自力主可动等委务等	向劳务派遣单位支付管理费等费用后,由劳务派遣单位为主进行劳动管理。 用工单位通常仍需通过《就业规则》等文件,自行进行部分劳动管理。	労働 管理 事 遣	E に の R	派遣元事業主に管理費 など費用を支払ったのち、 派遣元事業主が主体となり、労働管理を実施する。 派遣先は通常「就業規 則」などの文書にもとづき、 一部の労働管理について

		作外包服 务处理。	
方式活 性	n	直接雇佣方式的灵活 性 赞差。	劳务派遣方式的灵活性较好。 如果员工实际由用工单位招聘,仅通过劳务派遣单位建立劳动合同关系, 其灵活性与直接雇佣方式差不多。

除上述比较项目以外,还有其他很多方面(例如,员工归属感等)可以进行比较。仅就上述比较而言,律师认为,在《劳动合同法》的体系下,与直接雇佣相比,选择劳务派遣虽然仍然具有一定的灵活性,但并不一定可以达到降低劳动管理成本、规避劳动法律义务等效果。因此,如果《劳动合同法》被严格地执行,劳务派遣的用工方式将可能发生以下的变化:

- 回归其本来的面目,即,企业只在"临时性、辅助性或者替代性"的岗位上有人员需求时采用劳务派遣,而在一般岗位以及重要的、核心的岗位上采用直接雇佣方式;
- 2. 劳务派遣服务转向人力资源管理整体 外包,即,劳务派遣单位在人员招聘、 合同订立、日常劳动关系管理等各方面 提供全方位的服务(而不再由劳务派遣 单位与员工直接签订劳动合同);
- 3. 能够接受期限较短、解除条件较宽松的 更灵活的劳务派遣合同的劳务派遣单 位,将获得相对的竞争优势。

因此,在《劳动合同法》的体系下,企业可以 在合适的岗位上采用劳务派遣的用工方式,并应慎 重选择劳务派遣单位,对劳务派遣合同等的约定进 行详尽的审查,以实现采用劳务派遣用工方式的目 的。

备注:

请点击以下网址,查看《劳动合同法》的全文内容: http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/zxfl/2007-06/29/content 368169.htm

(里兆律师事务所 2008 年 01 月 18 日整理编写)

		外 注 して 処理するこ とも可能。	は自ら行う。
雇用 形態 の軟性	n	直接雇用 の形態性 劣る。	労働者派遣による雇用形態は柔軟性が比較的良い。 従業員は事実上派遣先が採用するが、ただ派遣元事業主を通して労働関係を確立するだけという状況においては、柔軟性は直接雇用の場合と大差ない。

上述の項目のほか、まだ多くの面(例えば、従業員の会社への帰属意識など)についても比較することができる。上述した比較についてのみ述べると、「労働契約法」の体系下において、直接雇用と比較した場合、労働者派遣の選択には依然としてある程度の柔軟性はあるが、しかし労働管理コストの低減や労働法上の義務を回避するなどの効果を必ずしも得られるとは限らなくなっている。このため、「労働契約法」が厳格に執行された場合、労働者派遣による労務使用形態には次に示す変化が生じることが考えられる。

- 1. その本来の姿に戻る、即ち、企業は「臨時性、 補助性、または代替性」を有する職務について 人材が必要なときに限り労働者派遣を採用し、 一般職務および重要で核心的な職務について は直接雇用の形態を採用するようになる。
- 2. 労働者派遣サービスは人材資源管理全体のアウトソーシングの方向に転換し、即ち、派遣元事業主は、労働者の採用・契約の締結・日常労働関係管理などの各方面にて全面的なサービスを提供するようになる(派遣元事業主と従業員が直接労働契約を結ぶことはなくなる)。
- 3. 派遣期間が比較的短く、解除条件が比較的緩 く柔軟な労働派遣契約を受け入れることができ る派遣元事業主であれば、競争上相対的な優 勢を得ることができる。

よって「労働契約法」の体系下において、企業は適 当な職務について労働者派遣による労務使用形態を 採用し、且つこれを採用する目的と意図を実現するた めには、慎重に派遣元事業主を選択する必要があり、 労働者派遣契約などの約定については詳しく審査しな ければならない。

備老·

「労働契約法」の全文の内容をご覧になるには下記 URLをクリックしてください。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/zxfl/2007-06/29/content 368169.htm

(里兆法律事務所が2008年1月18日付けで作成)